

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく  
許可申請等の手引

令和7年6月

埼玉県都市整備部都市計画課

この手引は、埼玉県において許可申請等に関する取扱いを示したものです。  
なお、さいたま市、川越市、川口市、越谷市（指定都市、中核市）における申請  
手続は、各市にお問合せください。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法、盛土規制法 ・・・ 宅地造成及び特定盛土等規制法  
政令 ・・・・・・・・ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令  
省令 ・・・・・・・・ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則  
条例 ・・・・・・・・ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例  
細則 ・・・・・・・・ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

# 目 次

<b>1 盛土規制法の規制の概要</b>	
1－1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	1
1－2 許可対象となる盛土等の規模	1
<b>2 許可申請手続きの要否</b>	
2－1 「宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事」の手続きの判定フロー	2
2－2 「土石の堆積に関する工事」の手続きの判定フロー	5
2－3 事前相談書	8
2－4 盛土規制法に係る許可申請等の窓口	9
<b>3 宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事</b>	
3－1 宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事の手続きの流れ	11
3－2 許可申請書の記入例	12
3－3 許可申請書に添付が必要な図書	14
3－4 許可申請手数料	17
3－5 標準処理期間	17
<b>4 土石の堆積に関する工事の許可申請</b>	
4－1 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ	19
4－2 許可申請書の記入例	20
4－3 許可申請書に添付が必要な図書	22
4－4 許可申請手数料	24
4－5 標準処理期間	24
参考 1 都市計画法の開発許可を受けた工事の定期報告・中間検査の窓口	26
参考 2 埼玉県GIS（盛土等データベース）の活用方法	27

## 1 盛土規制法の規制の概要

### 1-1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

埼玉県内における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は、以下のとおりです。



### 1-2 許可対象となる盛土等の規模

#### (1) 宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）

例 宅地の造成や太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m超となるもの(①～④を除く)

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

※図⑤の面積には、高さ2m以下で、盛土又は切土を行う前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない部分の面積は含まれません。

#### (2) 土石の堆積

例 土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500m超となるもの(⑥を除く)

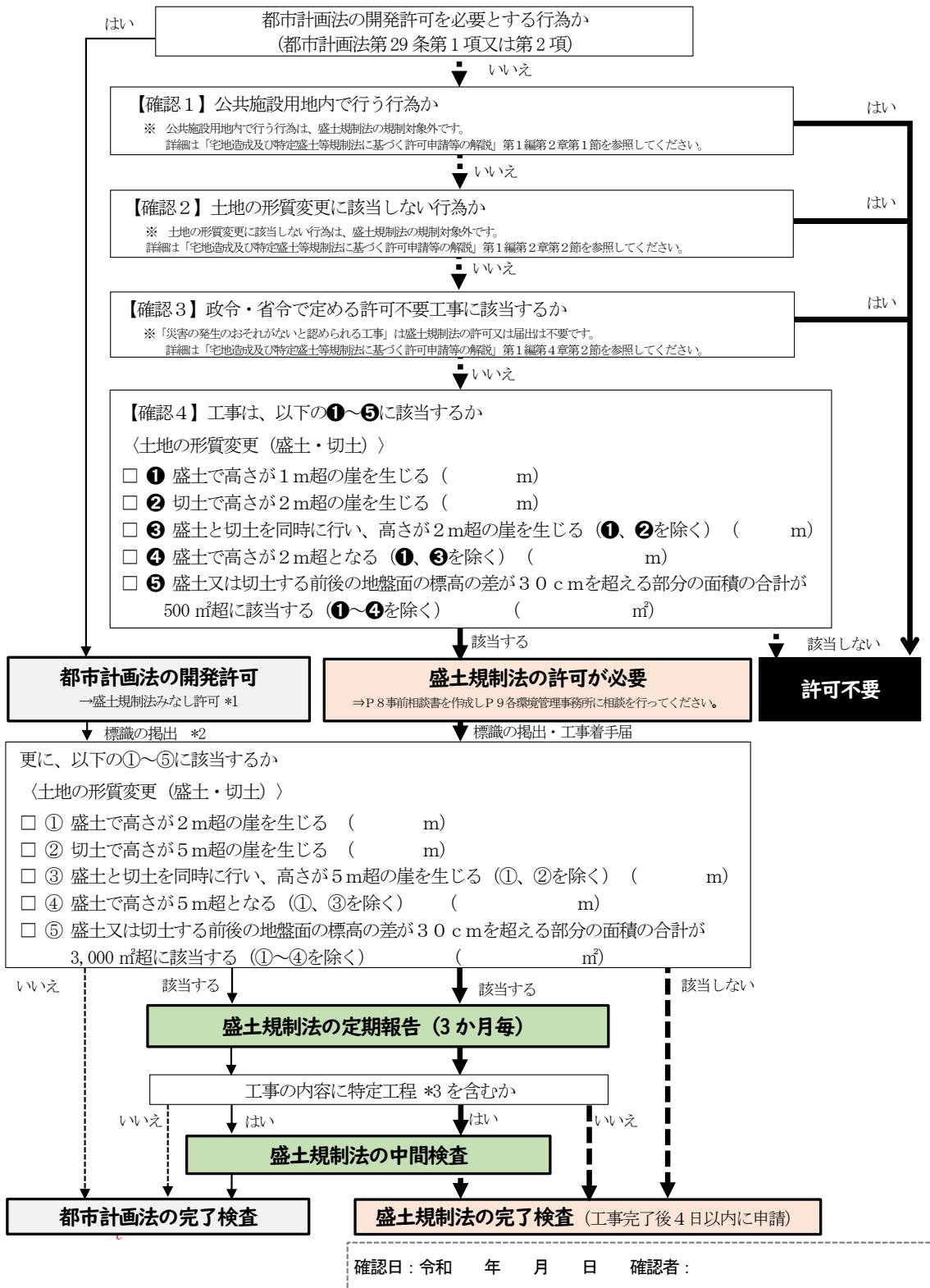
※図⑦の面積には、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えない部分の面積は含まれません。

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の許可対象規模は同じです。

埼玉県では、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例を制定し、特定盛土等規制区域の許可対象規模を強化しています。

## 2 許可申請手続きの要否

### 2-1 「宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事」の手続きの判定フロー



## 【確認1】公共施設用地内で行う行為か

詳細は「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の解説」第1編第2章第1節を参照してください。

はい

## 【確認2】土地の形質の変更に該当しない行為か

(盛土規制法の規制対象外)

詳細は「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の解説」第1編第2章第2節を参照してください。

許可不要



以下の①～④は、土地の形質の変更に該当しない行為で法規制対象外です。

### ①土地の形質を維持する行為

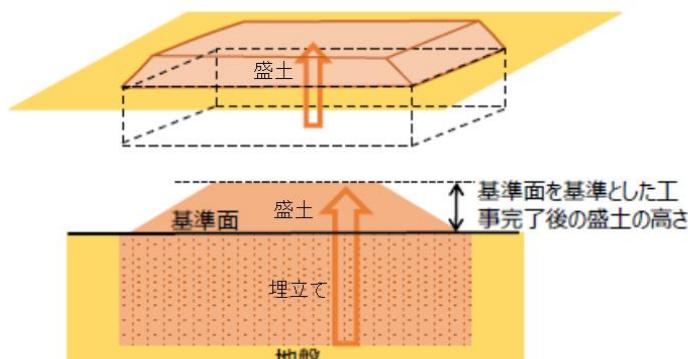
次の行為は、土地の利用に応じ必要となる盛土の構造上安全に影響を与えない「土地の形質を維持する行為」であり、法の規定する「土地の形質の変更」に該当しません。

- ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為
- ・森林において行われる林業行為（造林のための覆土を含む。）
- ・グラウンド等の維持管理（不陸整正）

### ②窪地の埋立て

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い、平坦にする埋立ては、原則法の規制対象外となります。

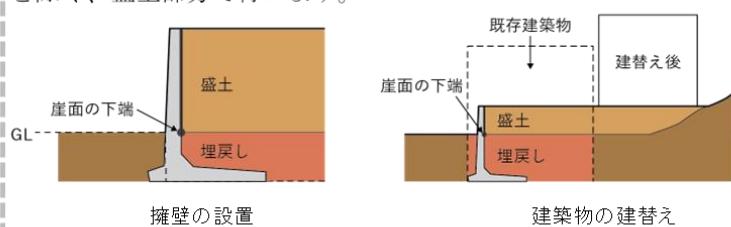
また、埋立てに合わせて盛土する場合は、埋立した後の地盤高が盛土する前の地盤の基準面となります。



いいえ

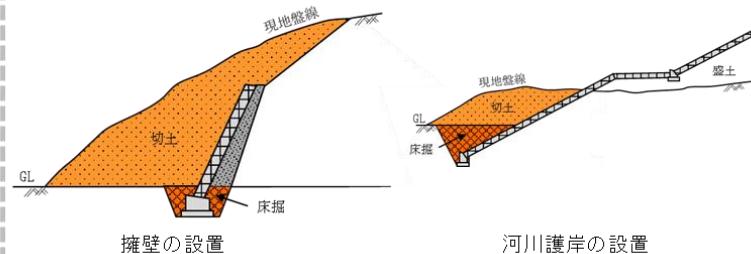
### ③埋戻し

盛土による土地の形質変更に該当するかの判断は、埋戻し部分を除く、盛土部分で行います。



### ④床掘（根切り）

切土による土地の形質変更に該当するかの判断は、床掘部分を除く、切土部分で行います。



### 【確認3】政令・省令で定める許可不要工事に該当する

詳細は「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の解説」第1編第4章第2節を参照してください。



許可不要

政令・省令で定める「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等」は以下のとおりです。（政令第5条第1項、省令第8条）

法令名		法令の内容
政令 第5条	鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
	鉱業法	鉱物の採取（認可を受けた施設の実施に係る工事等）
	採石法	岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
	砂利採取法	砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
省令 第8条	土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
	火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	土壤汚染対策法	汚染土壤の搬出又は処理等
	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法	廃棄物若しくは除去土壤の保管又は処分
	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	国・地方公共団体、次に掲げる法人が、非常災害のために必要な応急措置として行う工事 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構	

いいえ



### 【確認4】以下の工事に該当するか

該当しない



許可不要

#### 規模要件の確認

▶許可の対象となる規模要件には、**高さ要件**と**面積要件**の2つあります

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にいい、高さが3m超の崖を生ずるもの（①②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m <sup>2</sup> 超となるものの（①~④を除く）
崖が生じるもの			高さが2m超	30cm超の盛土・切土が500m <sup>2</sup> 超
盛土・切土により崖が生じる箇所の最大高さの確認		盛土最大高さの確認		盛土・切土の面積の確認

該当する

#### 確認の順番

崖が生じ①、②、③に該当する



①、③に該当しないが④に該当する

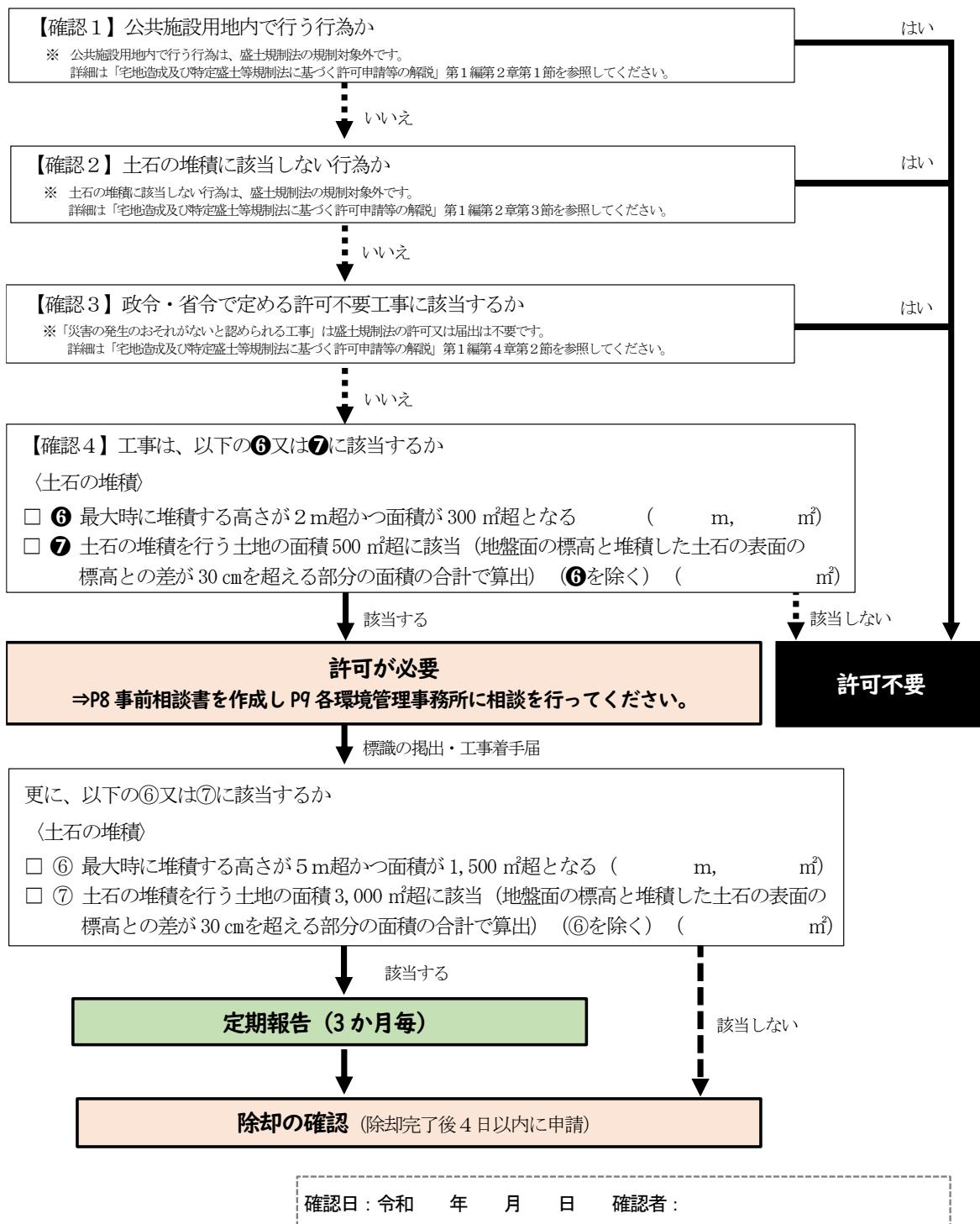


①～④に該当しないが盛土又は切土する面積が500m<sup>2</sup>超に該当する  
(盛土又は切土する前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積の合計で算出)

許可が必要です

P8事前相談を行ってください

## 2-2 「土石の堆積に関する工事」の手続きの判定フロー



## 【確認1】公共施設用地内で行う行為か

詳細は「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の解説」第1編第2章第1節を参照してください。

## 【確認2】土石の堆積に該当しない行為か

詳細は「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の解説」第1編第2章第3節を参照してください。

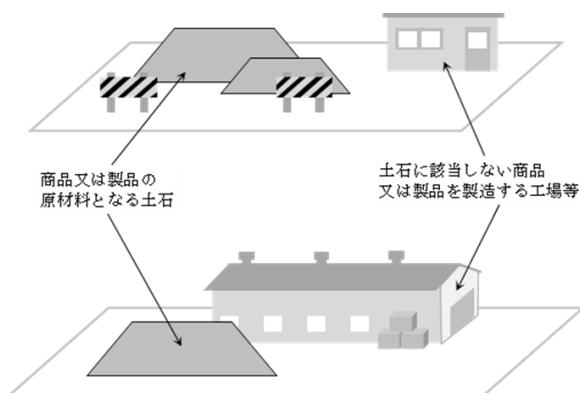
はい

許可不要

いいえ

以下の①～④は、土石の堆積に該当しない行為で法規制対象外です。

- ①試験、検査等のための試料の堆積
- ②屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ③岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
- ④主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積



なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、法の規制対象となります。

## 【確認3】政令・省令で定める許可不要工事に該当するか

詳細は「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の解説」第1編第4章第2節を参照してください。

はい

許可不要

いいえ

政令・省令で定める「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等」は以下のとおりです。（政令第5条第1項、省令第8条）

	法令名	法令の内容
政令 第5条	鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
	鉱業法	鉱物の採取（認可を受けた施設の実施に係る工事等）
	採石法	岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
	砂利採取法	砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
	土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
	火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土壌の設置等
省令 第8条	家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	土壤汚染対策法	汚染土壤の搬出又は処理等
	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法	廃棄物若しくは除去土壤の保管又は処分
	森林の施業を実施するため必要な作業路網の整備に関する工事	
	国・地方公共団体、次に掲げる法人が、非常災害のために必要な応急措置として行う工事 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構	
次に掲げる土石の堆積に関する工事 ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの		

## 【確認4】以下の工事該当するか

該当しない

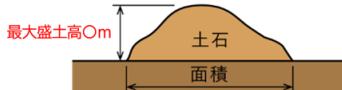


許可不要

該当する

### 規模要件の確認

▶許可の対象となる規模要件には、**高さ要件**と**面積要件**の2つあります

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m <sup>2</sup> 超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500m <sup>2</sup> 超となるもの（⑥を除く）
	

#### ▶確認の順番

最大堆積高さが2mを超えるかつ面積が300m<sup>2</sup>超に該当する



⑥に該当しないが、土石の堆積を行う土地の面積が500m<sup>2</sup>超に該当する  
(地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超える  
部分の面積の合計で算出)

許可が必要です

P8事前相談を行ってください

## 2-3 事前相談書

許可申請が必要な工事については、許可申請前にP 9の申請窓口で事前相談を行ってください。事前相談書は以下のとおりです。

### 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る事前相談書

\*記入できる部分を記入してください

\*位置図及び土地の平面図並びに相談内容のわかる図面等を添付してください

相談日： 年 月 日

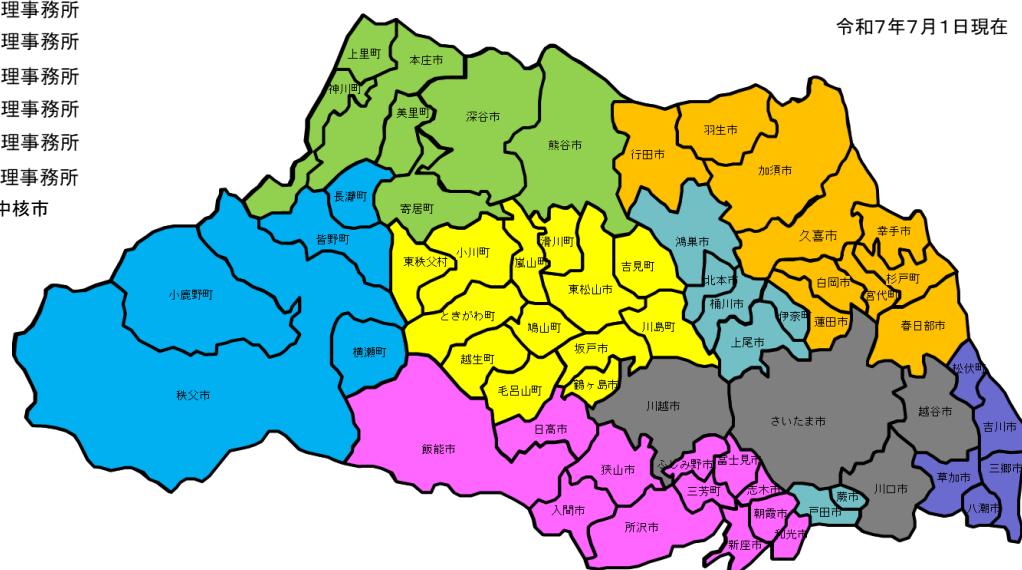
相談者		住所：		
		氏名（会社名）：		
		連絡先（電話、メール）：		
工事主		住所：		
		氏名：		
相談地		所在地：		
		土地の面積： m <sup>2</sup>		
		土地利用状況：（現況） （計画）		
工事の概要	形質の変更	目的	□建築物（住宅） □建築物（工業・事業系） □太陽光発電施設 □駐車場	
			□資材等置き場 □農地 □農業用施設 □その他（ ）	
	規模	盛土の高さ： m	切土の高さ： m	
		崖：有・無 崖の高さ（ m）	崖：有・無 崖の高さ（ m）	
	土石の堆積	目的	盛土又は切土を行う土地の面積： m <sup>2</sup> 土量 m <sup>3</sup>	
			□ストックヤード □製品が土石に該当する工場 □工事に付随する土石の堆積 □その他（ ）	
	規模	最大堆積高さ： m		
		土石の堆積を行う土地の面積： m <sup>2</sup> 土量 m <sup>3</sup>		
工事着手予定年月日： 年 月 日			工事完了予定年月日： 年 月 日	
規制区域		□宅地造成等工事規制区域 □特定盛土等規制区域		
関係法令		□農地法 □森林法 □都市計画法 □その他（ ）		
相談内容 (できるだけ具体的に記入してください)		<hr/>		
添付図書		□位置図 □土地利用計画図（配置図） □公図の写し □登記簿謄本 □造成計画平面図・断面図 □求積図 □現況写真 □建築平面図・立面図 □その他（ ）		

受付： \_\_\_\_\_ 環境管理事務所 担当 \_\_\_\_\_

## 2-4 盛土規制法に係る許可申請等の窓口

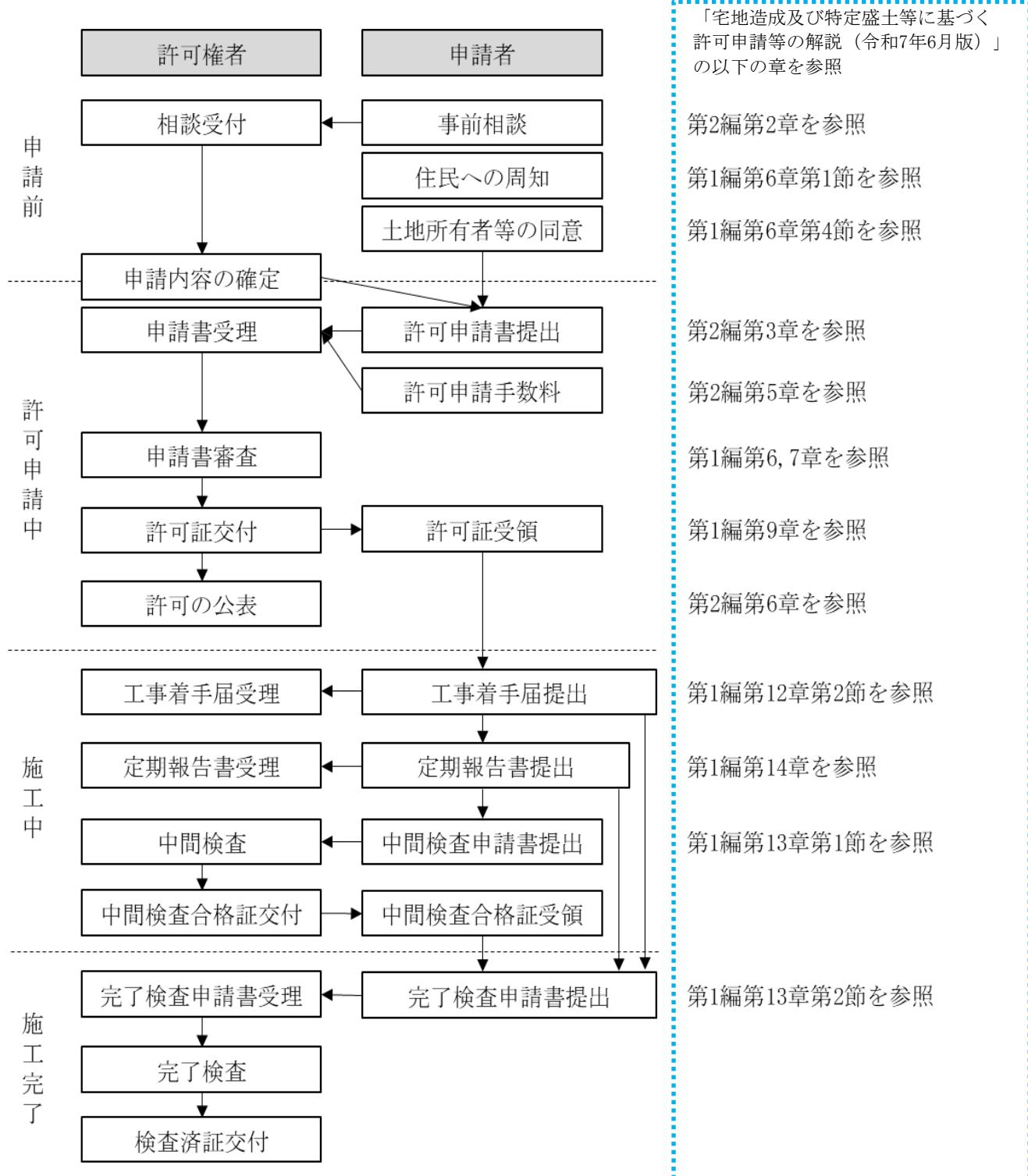
管轄市町村	窓口	連絡先
鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・北本市・伊奈町	中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 048-822-5199
所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・日高市・ふじみ野市・三芳町	西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 4 階 049-244-1250
東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・越生町・毛呂山町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村	東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1 0493-23-4050
秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20 0494-23-1511
熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・寄居町	北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1 048-523-2800
草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町	越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82 048-966-2311
行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	東部環境管理事務所	杉戸町清地 5-4-10 0480-34-4011

- 東松山環境管理事務所
- 東部環境管理事務所
- 北部環境管理事務所
- 西部環境管理事務所
- 越谷環境管理事務所
- 秩父環境管理事務所
- 中央環境管理事務所
- 指定都市・中核市



### **3 宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事**

### 3-1 宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事の手続きの流れ



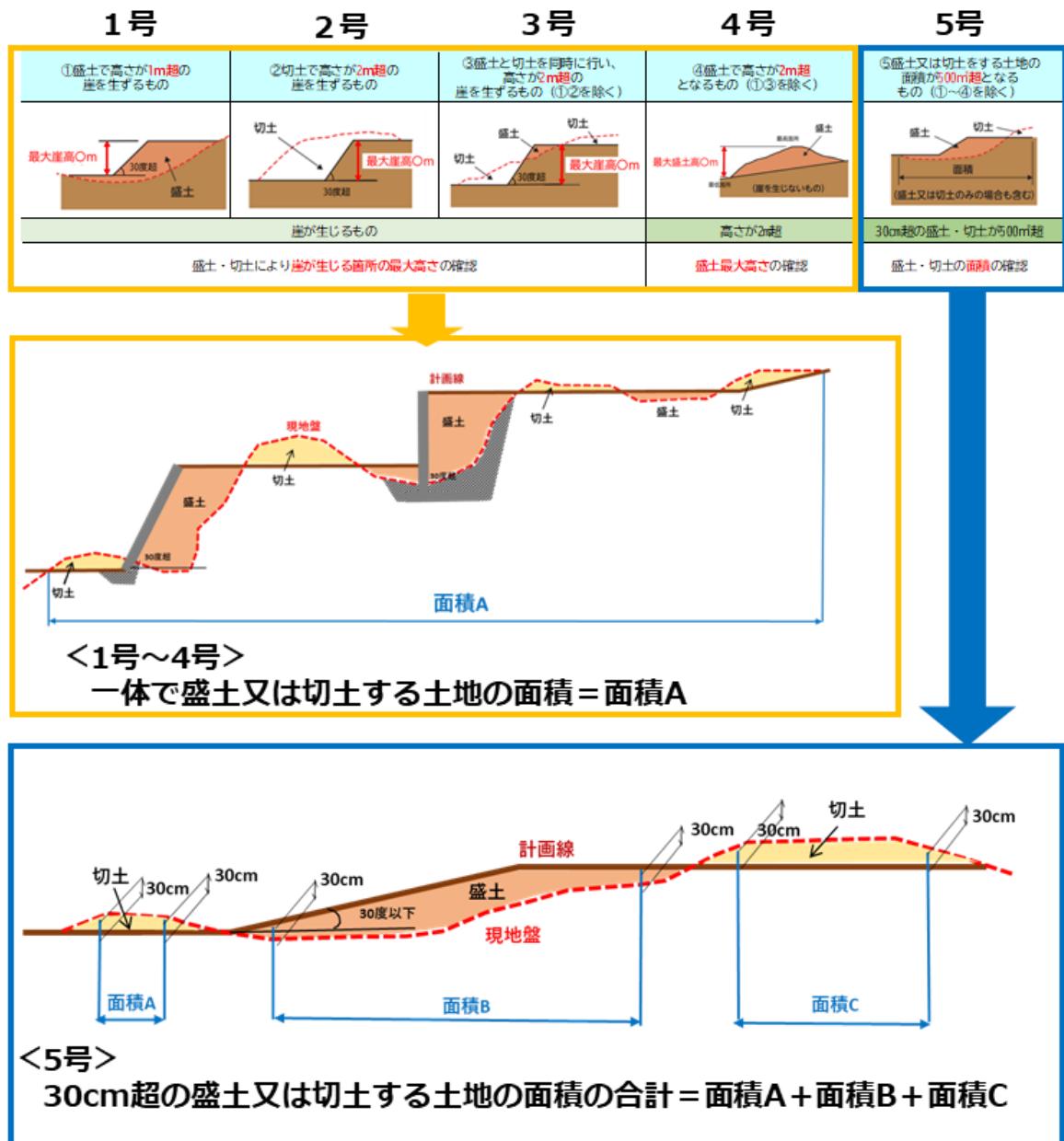
### 3-2 許可申請書の記入例

宅地造成又は特定盛土（土地の形質変更）等に関する工事の許可申請書の記入例は以下のとおりです。

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書			
<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 の規定により、 許可を申請します。</p> <p>令和 7 年 7 月 ○ 日 第12条第1項:宅地造成等工事規制区域 第30条第1項:特定盛土等規制区域</p> <p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p>申請者 氏名 (法人の場合は法人名を記載) (役職・氏名を記載)</p>			
<p>※手数料欄 (申請者) 個人の場合:氏名(●●●●) 法人の場合:商号又は名称(株式会社●●建設) 代表者の役職・氏名(代表取締役 ●●●●)</p> <p>〈1 工事主住所氏名〉 法人の場合:所在地、商号又は名称、代表者の役職・氏名 当該法人の役員の住所、氏名</p>			
<p>〈2 設計者住所氏名〉 資格を有する者の設計の工事を含むときは、 資格にプルダウンで(○印)を選択</p> <p>〈3 工事施工者住所氏名〉 法人の場合:所在地、商号又は名称、 代表者の役職・氏名</p>			
<p>〈4 土地の所在地及び地番〉 エクセル内の別シートに申請地内の全ての土地を地番まで記入。 全ての土地とは、(10-(イ))盛土又は切土をする土地に該当する箇所。</p>			
<p>〈代表地点の緯度経度〉 P27の手順のとおり、埼玉県GIS(盛土等データベース)で表示される緯度・経度をコピーし貼り付ける。</p> <p>↓ 緯度・経度の貼り付け先 36.0326143464 139.4128925864</p>			
<p>〈5 土地の面積〉 敷地内の通路や搬入路、法面等を含めた敷地の総面積を記入</p>			
<p>〈6 工事着手前の土地利用状況〉 宅地、農地等を記入</p>			
<p>〈7 工事完了後の土地利用〉 プルダウンを選択 その他を選択した場合は具体的な内容を記入</p>			
<p>〈8 盛土のタイプ〉 プルダウンで(○印)選択(複数選択可)</p>			
<p>〈9 土地の地形〉 埼玉県GIS(盛土等データベース)で渓流の有無を確認 プルダウンで(渓流等への該当の有無)選択</p>			
<p>〈10イ 盛土又は切土の高さ〉 盛土又は切土する最大高低差を記入</p>			
<p>〈10ロ 盛土又は切土をする土地の面積〉 手数料の算定に用いる(詳細は次ページへ) 1号～4号: 盛土又は切土をする前後の地盤面の面積の合計 5号: 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積の合計</p>			
<p>〈10ニ～ヘ共通〉 設置する場合のみ記入 番号は、自動採番 添付する平面図等に該当する構造物に番号を記入</p>			
<p>〈10ト 崖面の保護の方法〉 設置する場合のみ記入 政令第15条第1項に掲げる措置を記入</p>			
<p>〈10チ 崖面以外の地表面の保護の方法〉 設置する場合のみ記入 政令第15条第2項に掲げる措置を記入</p>			
<p>〈10リ 工事中の危害防止のための装置〉 工事中の危害防止のための装置を記入</p>			
<p>〈10ヌ その他の措置〉必要に応じて記入 2m以上の盛土をする場合の対応を記入</p>			
<p>〈11 その他必要な事項〉必要に応じて記入 他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入</p>			
<p>〈10ワ 工程の概要〉 工程表を添付又は工種ごとの期間を記入</p>			
<p>別紙工程表のとおり</p>			
<p>農地転用許可申請予定</p>			

**申請手数料算定面積は、  
申請書の「盛土又は切土をする土地の面積」と一致**



### 3－3 許可申請書に添付が必要な図書

宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事の許可申請書に添付が必要な図書は以下のとおりです。

継 じ 順	根拠規定	内容	備考	(○)必須 (○)該当 あれば
1	土地付近状況写真	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		◎
2	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号 細則第2条第6号、第7号	<input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の公図の写し <input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意を得たことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意書その他土地所有者等の同意を得たことがわかる書類（同意証明書）</li> <li>・ 同意者の住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類</li> </ul>	同意証明書（参考様式1）	◎
3	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	<input type="checkbox"/> 住民への周知措置の報告書	参考様式2	◎
4	工事主の確認書類	①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類		◎
5	工事主の資力・信用証明書類	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 資力及び信用に関する誓約書 ①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 所得税の前年度の納税証明書 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 損益計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 個別注記表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 事業経歴書	資金計画書（様式第3） 資力及び信用に関する誓約書（参考様式3） 事業経歴書（参考様式4）	◎

綴 じ 順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
	工事施行者の能力を証する書類			
6	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第2条第1項第5号	<p>①工事施行者が法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書）</li> <li><input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等）</li> <li><input type="checkbox"/> 事業経歴書</li> <li><input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業法許可通知書の写し又は建設業許可証明書</li> </ul> <p>②工事施行者が個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、又は個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類</li> <li><input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事）</li> <li><input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、事業経歴書</li> <li><input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業法許可通知書の写し又は建設業許可証明書</li> </ul>	事業経歴書（参考様式4）	◎
	設計者の資格を証する書類			
7	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 卒業証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 実務経験証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書</li> <li><input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 資格証明書（技術士又は1級建築士）</li> </ul>	<p>以下の施設を設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ5m超える擁壁</li> <li>・盛土又は切土をする面積が1,500m<sup>2</sup>超える土地における排水施設</li> </ul> <p>※必要書類は設計者により異なるため、第1編第6章第6節を参照すること</p>	○
8	軟弱地盤の確認			
8	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第2条第8号	<input type="checkbox"/> 軟弱地盤を判定する書面	軟弱地盤において高さ2m超の盛土をする場合は、対策方法まで記載する	○
	盛土の安定計算書			
9	省令第7条第1項第3号、第4号、第12号 省令第63条第1項第1号、第2号 細則第2条第8号	<input type="checkbox"/> 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算書	<p>以下の盛土をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渓流等において高さ15m超の盛土</li> <li>・谷埋め型大規模盛土</li> <li>・腹付け型大規模盛土</li> <li>・軟弱地盤において高さ2m超の盛土</li> <li>・表に該当する盛土高・のり面勾配及び盛土材料に該当しない場合</li> </ul>	○
	擁壁の構造計算書			
10	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 拥壁の概要、構造計画、応力計算、断面算定を記載した構造計算書	<p>以下の擁壁を設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造</li> <li>・無筋コンクリート造</li> </ul>	○
	排水能力を確認する書面			
11	細則第2条第1項第3号	<input type="checkbox"/> 排水計算書 <input type="checkbox"/> 排水端末の接続許可を証する書類	排水施設を設置する場合	○
	盛土の施工計画書			
12	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第2条第8号	<input type="checkbox"/> 締固め及び段切りの施工計画書	盛土の締固め、段切りを行う場合	○

綴 じ 順	図面の種 類	明示すべき事項	縮 尺	備 考	◎必須 ○該当 あれば
13	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		◎
14	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示す ものとすること	◎
15	土地の 平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留	1/2,500 以上	以下の項目を平面図に付すこと ・断面図と照合できる記号 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できる番号	◎
16	土地の 断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について 作成すること	◎
17	排水施設 の平面図	・排水施設の位置、種類、材料 ・排水施設の形状、内法寸法及び勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称	1/500 以上		◎
18	崖の断面 図	・崖の高さ及び勾配 ・土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	○
19	擁壁の 断面図	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上		○
20	擁壁の 背面図	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上		○
21	擁壁の 展開図	・擁壁基礎の寸法 ・擁壁の位置及び寸法	指定なし	擁壁を設置する場合	○
22	崖面崩壊 防止施設 の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上		○
23	崖面崩壊 防止施設 の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置 ・材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項 については、必要に応じて記載すること	○
24	土地の 求積図	申請に係る土地及びその区域	指定なし		◎

### 3－4 許可申請手数料

宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事の許可申請に係る手数料は、以下のとおりです。手数料は、埼玉県電子申請・届出サービスにて納入します。

(1)工事の許可（法第12条第1項、第30条第1項）	
盛土又は切土をする土地の面積	手数料
500m <sup>2</sup> 以内	16,000円
500m <sup>2</sup> 超1,000m <sup>2</sup> 以内	28,000円
1,000m <sup>2</sup> 超2,000m <sup>2</sup> 以内	40,000円
2,000m <sup>2</sup> 超3,000m <sup>2</sup> 以内	58,000円
3,000m <sup>2</sup> 超5,000m <sup>2</sup> 以内	73,000円
5,000m <sup>2</sup> 超10,000m <sup>2</sup> 以内	97,000円
10,000m <sup>2</sup> 超20,000m <sup>2</sup> 以内	150,000円
20,000m <sup>2</sup> 超40,000m <sup>2</sup> 以内	230,000円
40,000m <sup>2</sup> 超70,000m <sup>2</sup> 以内	362,000円
70,000m <sup>2</sup> 超100,000m <sup>2</sup> 以内	516,000円
100,000m <sup>2</sup> 超	670,000円

(2)工事の変更許可（法第16条第1項、第35条第1項）	
項目	手数料
(イ) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（口のみに該当する場合を除く。）	盛土等の土地の面積（口に規定する変更に伴う場合にあっては変更前の盛土等の土地の面積、盛土等の土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土等の土地の面積）に応じ「(1)工事の許可」に定める額に10分の1を乗じて得た金額
(ロ) 新たな土地の盛土等の土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更	新たに編入される盛土等の土地の面積に応じ「(1)工事の許可」に定める金額
(ハ) その他の変更	11,000円

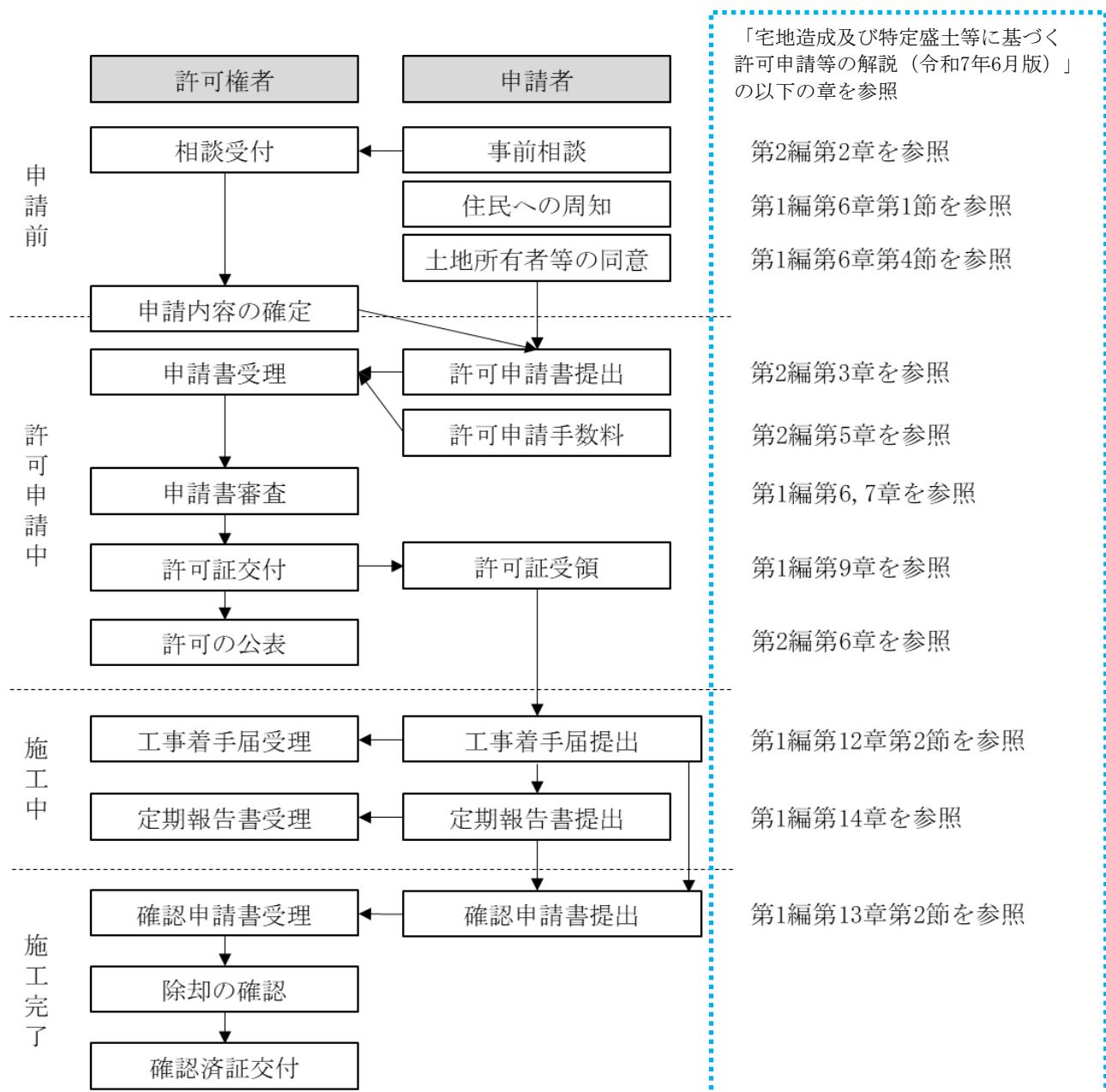
### 3－5 標準処理期間

工事内容	条文	標準処理期間
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	1 安定計算・構造計算を要しないもの	法12条1項 30日
	2 安定計算・構造計算を要するもの	法30条1項 51日
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可	1 安定計算・構造計算を要しないもの	法16条1項 30日
	2 安定計算・構造計算を要するもの	法35条1項 51日

## 4 土石の堆積に関する工事

## 4-1 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ

土石の堆積に関する工事の手続きの流れは以下のとおりです。



## 4-2 許可申請書の記入例

土石の堆積に関する工事の許可申請書の記入例は以下のとおりです。

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書			
宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 の規定により、 許可を申請します。 令和 7 年 7 月 ○ 日			
(宛先) 埼玉県知事 申請者 氏名 (法人の場合は法人名を記載) (役職・氏名を記載)			
1 工事主住所氏名 (住所を記載) (氏名又は法人名を記載) 法人代表者 (法人の場合に記載) (住所を記載) (氏名を記載) 代表者のみ記載			
2 設計者住所氏名 (住所を記載) (氏名を記載)			
3 工事施工者住所氏名 (住所を記載) (氏名を記載) 法人代表者 (法人の場合に記載)			
4 土地の所在地及び地番 別シート「土地の所在地及び地番」に入力 (代表地点の緯度経度) (緯度 : 36.032614 、 経度 : 139.412893 )			
5 土地の面積 3,000.0 平方メートル			
6 工事の目的 ストックヤード			
イ 土石の堆積の 最大堆積高さ ロ 土石の堆積を行う 土地の面積 ハ 土石の堆積の 最大堆積土量 ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配 ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置 7 ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
7 工事の概要 空地の設置 番号 空地の幅 1 4.0 メートル 2 6.0 メートル チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置 リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置 ヌ 工事中の危害防止 のための措置 ル その他の措置 ヲ 工事着手予定年月日 ワ 工事完了予定年月日 カ 工程の概要			
8 その他必要な事項 農地転用許可申請予定 (8 その他必要な事項) 他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続きの状況を記載 (7ワ 工事完了予定年月日) 工事着手予定日から5年以内			

〈区域〉  
ブルダウン(宅造区域内、特盛区域内)を選択

※手数料欄

〈申請者〉  
個人の場合: 氏名(●●●)  
法人の場合: 商号又は名称(株式会社●●建設)  
代表者の役職・氏名(代表取締役 ●●●)

〈1 工事主住所氏名〉  
法人の場合: 所在地、商号又は名称、代表者の役職・氏名  
当該法人の役員の住所、氏名

〈3 工事施工者住所氏名〉  
法人の場合: 所在地、商号又は名称、  
代表者の役職・氏名

〈4 土地の所在地及び地番〉  
エクセル内の別シートに申請地内の全ての土地を地番まで記入。  
全ての土地とは、(7口)土石の堆積を行う土地の面積に該当する箇所。

〈代表地点の緯度経度〉  
P27の手順のとおり、埼玉県GIS(盛土等データベース)で表示される緯度・経度をコピーし貼り付ける。

↓ 緯度・経度の貼り付け先  
36.0326143464 139.4128925864 度

〈5 土地の面積〉  
敷地内の通路や搬入路、法面等を含めた敷地の総面積を記入

〈6 工事の目的〉  
ブルダウンを選択

〈7口 土石の堆積を行う土地の面積〉  
手数料の算定に用いる(詳細は次ページへ)

〈7ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配〉  
勾配は、分数又は角度を記入  
※1/10=約5.7度

〈7ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための装置〉  
省令第32条に掲げる措置を取る場合は、その方法を記入

〈7ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤改良その他の必要な措置〉  
政令第19条第1項第2号に掲げる措置を取る場合は、その方法を記入

〈7ト 空地の設置〉  
平面図等で位置を確認できる番号及び空地の幅を記入、数が多い場合は別紙に記入

〈7チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置〉  
政令第19条第1項第5号に掲げる措置を取る場合は、その方法を記入

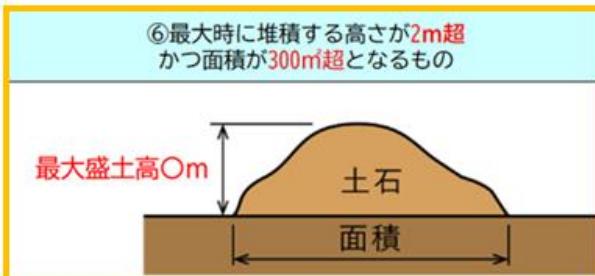
〈7リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置〉  
省令第34条に掲げる措置を取る場合は、その方法を記入  
鋼矢板等の設置するときは平面図で確認できる番号を付し、種類、高さ及び延長を記入

〈7ヌ 工事中の危害防止のための措置〉  
工事施工中の安全対策を記入

〈7ル その他の措置〉  
その他の指示を受けた措置がある場合は記入

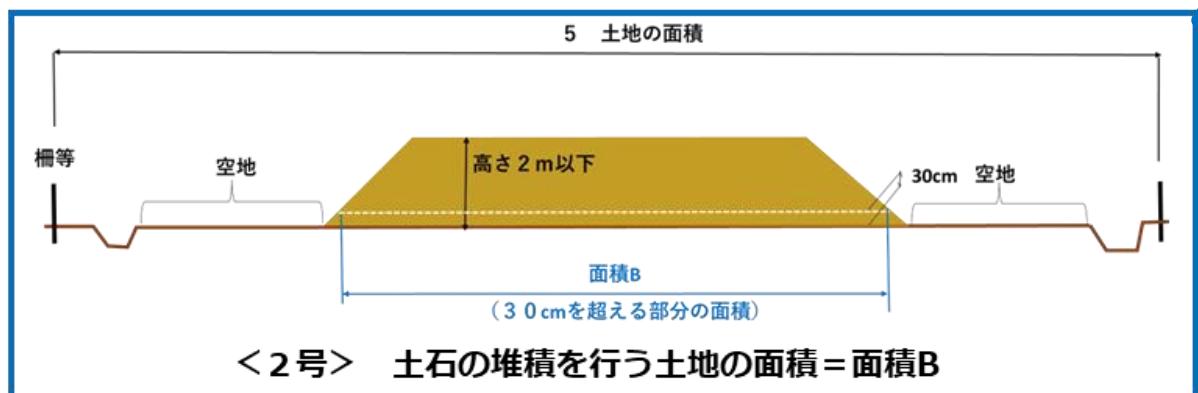
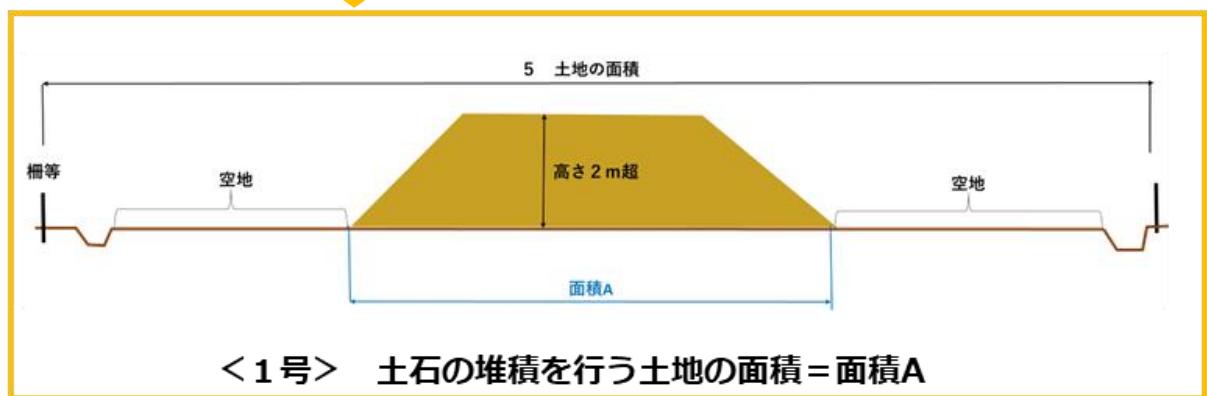
**申請手数料算定面積は、  
申請書の「土石の堆積を行う土地の面積」と一致**

**1号**



**2号**

⑦最大時に堆積する面積が  
500m<sup>2</sup>超となるもの（⑥を除く）



#### 4－3 許可申請書に添付が必要な図書

土石の堆積に関する工事の許可申請書に添付が必要な図書は以下のとおりです。

継 じ 順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
1	土地付近状況写真			
1	省令第7条第2項第4号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 土石の堆積を行おうとする土地及びその付 近の状況を明らかにする写真		◎
2	土地所有者等の権利を有する者全ての同意を得たことを証する書類			
2	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号 細則第2条第6号、第7号	<input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の公図の写し <input type="checkbox"/> 当該工事に係る土地の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 土地所有者等の同意を得たことを証する書 類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意書その他土地所有者等の同意を得た ことがわかる書類（同意証明書）</li> <li>・ 同意者の住民票の写し（個人番号の記載 されていないもの）、個人番号カードの写 し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏 名及び住所を証する書類</li> </ul>	同意証明書（参考様式1）	◎
3	周辺住民への周知を行ったことを証する書類			
3	省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 住民への周知措置の報告書	参考様式2	◎
4	工事主の確認書類			
4	省令第7条第2項第5号、 第6号 省令第63条第2項第1号	①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号の記載されてい ないもの）、個人番号カードの写し（表面 のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住 所を証する書類 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し（個人番号の記載さ れていないもの）、個人番号カードの写し （表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名 及び住所を証する書類		◎
5	工事主の資力・信用確認書類			
5	省令第7条第2項第7号、 第10号 省令第63条第2項第1 号、第2号 細則第2条第1項第4号	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 資力及び信用に関する誓約書 ①工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 所得税の前年度の納税証明書 ②工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 預金残高証明書又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 損益計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 個別注記表（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書（直近事業年度） <input type="checkbox"/> 事業経歴書	資金計画書（様式第3） 資力及び信用に関する誓 約書（参考様式3） 事業経歴書（参考様式4）	◎

綴 じ 順	根拠規定	内容	備考	◎必須 ○該当 あれば
	工事施行者の能力を証する書類			
6	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 細則第2条第1項第5号	<p>①工事施行者が法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 登記事項証明書（全部事項証明書）</li> <li><input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事等）</li> <li><input type="checkbox"/> 事業経歴書</li> <li><input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業法許可通知書の写し又は建設業許可証明書</li> </ul> <p>②工事施行者が個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号の記載されていないもの）、又は個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し等の氏名及び住所を証する書類</li> <li><input type="checkbox"/> 工事施行者の工事実績（同種・同規模工事）</li> <li><input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、事業経歴書</li> <li><input type="checkbox"/> 建設業の許可を受けている場合は、建設業法許可通知書の写し又は建設業許可証明書</li> </ul>	事業経歴書（参考様式4）	◎
	土石の崩壊防止措置の設計書			
7	省令第7条第2項第2号 省令第63条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 構台等の設計書</li> <li><input type="checkbox"/> 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画書</li> <li><input type="checkbox"/> 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画書</li> </ul>	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	○
	土砂流出防止措置の設計書			
8	省令第7条第2項第3号 省令第63条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 鋼矢板の設計書</li> <li><input type="checkbox"/> 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画書</li> <li><input type="checkbox"/> 土石の傾斜部の安定化に関する計画書</li> </ul>	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	○

綴 じ 順	図面の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考	◎必須 ○該当 あれば
9	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		◎
10	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする こと	◎
11	土地の 平面図	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	◎
12	土地の 断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所について作成すること	◎
13	土地の 求積図	・土石の堆積を行う土地の部分	指定なし		◎

#### 4－4 許可申請手数料

土石の堆積に関する工事の許可申請に係る手数料は、以下のとおりです。手数料は、埼玉県電子申請・届出サービスにて納入します。

(1)工事の許可（法第12条第1項、第30条第1項）	
項目	手数料
500m <sup>2</sup> 以内	12,000円
500m <sup>2</sup> 超1,000m <sup>2</sup> 以内	15,000円
1,000m <sup>2</sup> 超2,000m <sup>2</sup> 以内	19,000円
2,000m <sup>2</sup> 超3,000m <sup>2</sup> 以内	23,000円
3,000m <sup>2</sup> 超5,000m <sup>2</sup> 以内	30,000円
5,000m <sup>2</sup> 超10,000m <sup>2</sup> 以内	34,000円
10,000m <sup>2</sup> 超20,000m <sup>2</sup> 以内	42,000円
20,000m <sup>2</sup> 超40,000m <sup>2</sup> 以内	57,000円
40,000m <sup>2</sup> 超70,000m <sup>2</sup> 以内	77,000円
70,000m <sup>2</sup> 超100,000m <sup>2</sup> 以内	112,000円
100,000m <sup>2</sup> 超	134,000円

(2)工事の変更許可（法第16条第1項、第35条第1項）	
項目	手数料
(イ) 土石の堆積に関する工事の設計の変更 (口のみに該当する場合を除く。)	土石の堆積をする土地の面積（口に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ「(1)工事の許可」に定める額に10分の1を乗じて得た金額
(ロ) 新たな土地の土石の堆積をする土地の編入に係る工事の設計の変更	新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ「(1)工事の許可」に定める金額
(ハ) その他の変更	11,000円

#### 4－5 標準処理期間

工事内容	条文	標準処理期間
土石の堆積に関する工事の許可	法12条1項 法30条1項	14日
土石の堆積に関する工事の計画の変更許可	法16条1項 法35条1項	14日

# 參考資料

## 参考1 都市計画法の開発許可を受けた工事の定期報告・中間検査の窓口

県が開発許可権限を有する町村

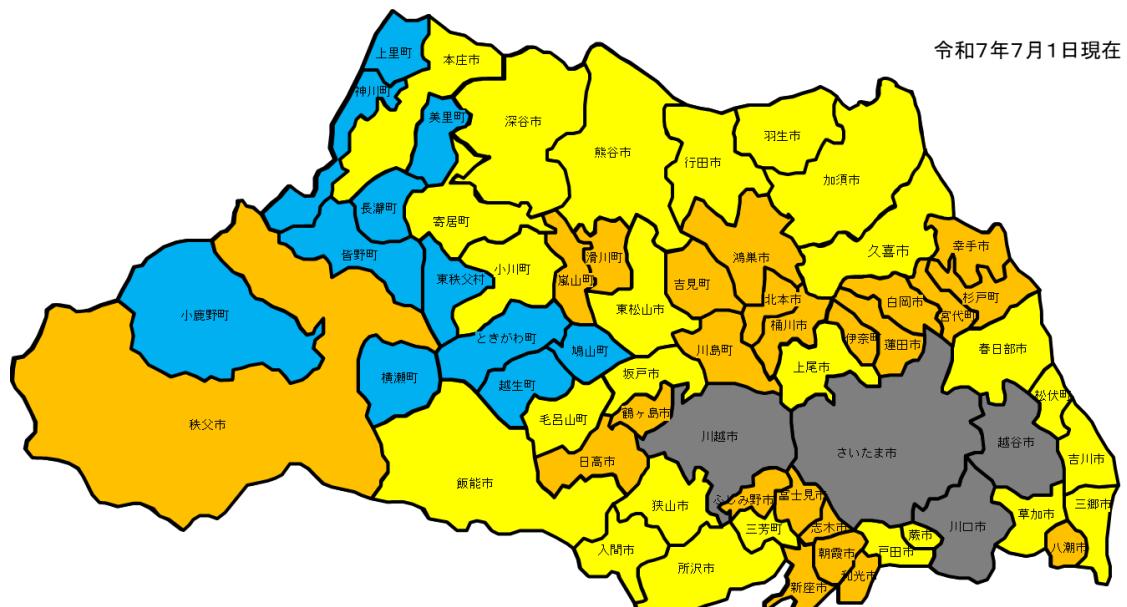
対象市町村	窓口
越生町・鳩山町・ときがわ町・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村・美里町・神川町・上里町・寄居町	川越建築安全センター 東松山駐在 開発指導担当 0493-22-4341

盛土規制法みなし許可に係る定期報告・中間検査の権限移譲済市町一覧

対象市町村	窓口
熊谷市・行田市・所沢市・飯能市・加須市・本庄市・東松山市・春日部市・狭山市・羽生市・深谷市・上尾市・草加市・蕨市・戸田市・入間市・久喜市・三郷市・坂戸市・吉川市・三芳町・毛呂山町・小川町・松伏町	各市町の開発担当部局

上記以外の市町一覧

対象市町村	窓口
秩父市・鴻巣市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・桶川市・北本市・八潮市・富士見市・蓮田市・幸手市・鶴ヶ島市・日高市・ふじみ野市・白岡市・伊奈町・滑川町・嵐山町・川島町・吉見町・宮代町・杉戸町	埼玉県都市計画課 開発指導担当 048-830-5478



■ 指定都市・中核市

■ 開発許可・定期報告等（市町村）

■ 開発許可（市町村）・定期報告等（県・都市計画課）

■ 開発許可・定期報告等（県・東松山駐在）

開発許可を受けた工事の定期報告書等の窓口

## 参考2 埼玉県GIS（盛土等データベース）の活用方法

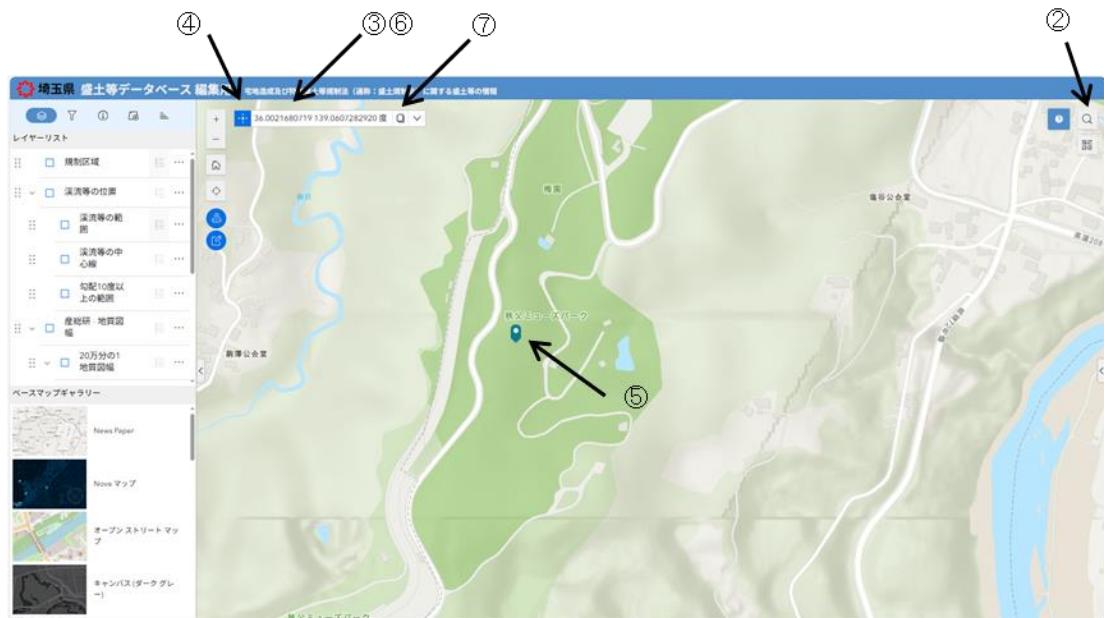
### 1 緯度経度の入力

#### 【埼玉県GIS(盛土等データベース)】

<https://experience.arcgis.com/experience/b7ebb4272bb34921a76e26d10d127eb5>

#### 【操作方法】

- ①上記URLを開くと埼玉県の地図が表示されます。
- ②地図右上の虫メガネマークを押すと所在地を検索できます。
- ③地図左上に、緯度経度が表示された白いボックスがあります。
- ④白いボックス横の、十字マークを押すと、地図上にピンを落とせるようになります。
- ⑤盛土等を行う土地の代表地点にピンを落としてください。
- ⑥その地点の緯度経度が表示されます。
- ⑦表示された緯度経度の右側にあるタブをクリックし、緯度経度をコピーしてください。
- ⑧コピーしたデータをそのまま申請書のエクセルAC28セル(欄外)に貼り付けてください。
- ⑨貼付後のデータは加工しないでください。



申請書のエクセルの抜粋

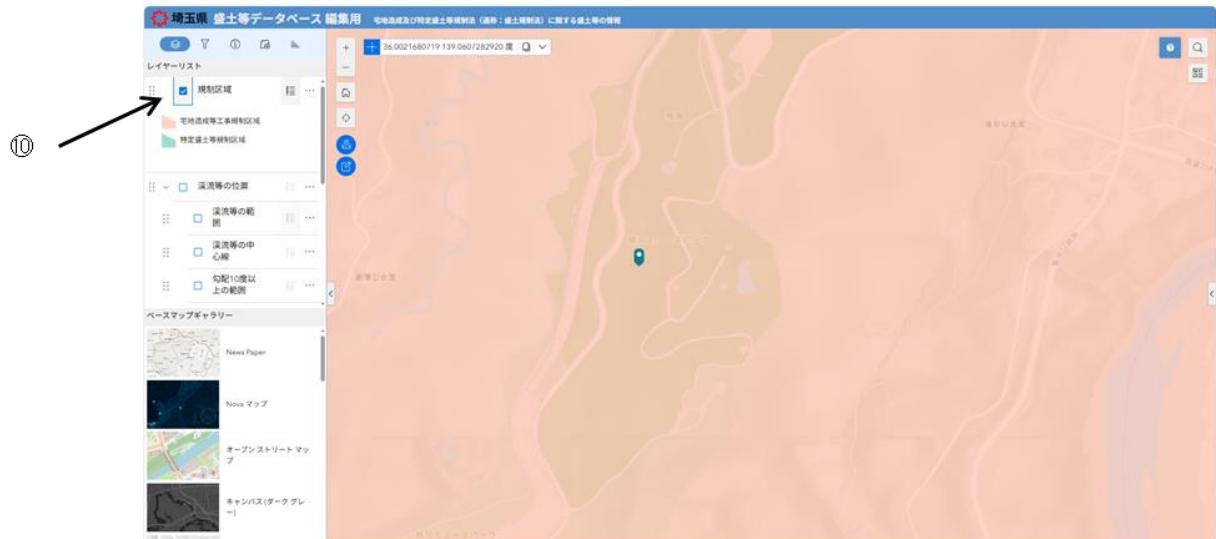
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	別添「土地の所在地及び地番」に入力 (緯度： 36.032614 、経度： 139.412893 )	⑧
			緯度・経度の貼り付け先 36.0326143464 139.4128925864

⑧を入力したら自動で入力されます

## 2 規制区域の確認

### 【操作方法】

- ⑩画面左側のレイヤーリストの「規制区域」のチェックボックスにチェックをいれてください。
- ⑪規制区域が着色されます。着色された色により規制区域を判断してください。

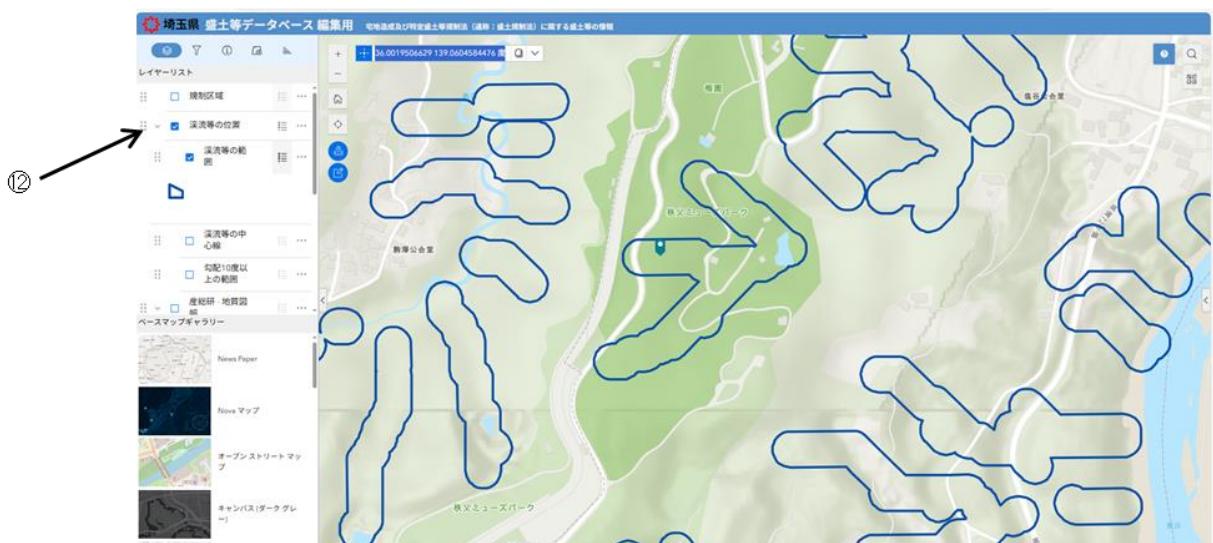


宅地造成等工事規制区域です。

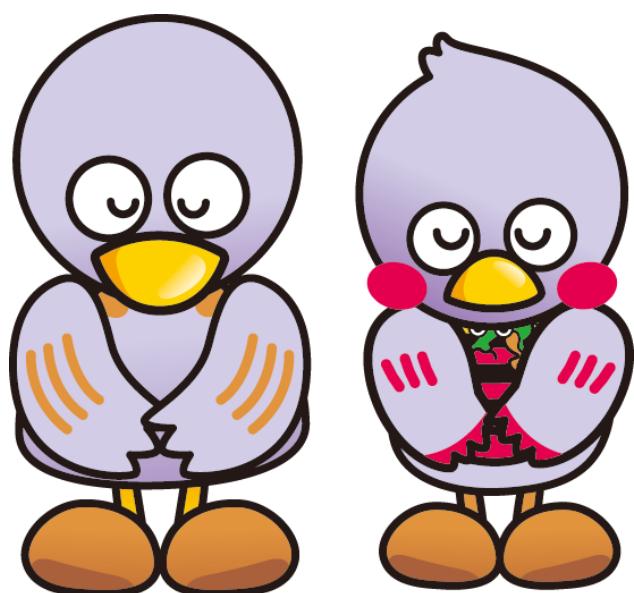
## 3 溪流等の位置の確認

### 【操作方法】

- ⑫画面左側のレイヤーリストの「溪流等の位置」と「溪流等の範囲」のチェックボックスにチェックをいれてください。
- ⑬溪流等の範囲が青枠で表示されます。  
青枠の内外により溪流の有無を判断してください。



溪流等への該当 有 です。



埼玉県都市整備部都市計画課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話番号 048-830-5336  
FAX番号 048-830-4881  
メールアドレス [a5330-25@pref.saitama.lg.jp](mailto:a5330-25@pref.saitama.lg.jp)